

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府 省 庁 名 金 融 庁

No	17				
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持				
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 保険業の法人事業税の課税方式については、収入金額（収入保険料の一定割合）を課税標準とする外形標準課税となっている。</p> <p>・特例措置の内容 保険会社に係る法人事業税について、現行の課税方式を維持すること</p>				
〔関係条文〕	〔 地方税法第72条の12 〕				
要望理由	<p>「全ての法人は、事業活動規模に応じて薄く広く、公平に地方公共団体の幅広い行政サービスの対価を負担する」との考えのもと、平成16年4月より、一般事業会社に対し、付加価値額および資本等の金額による外形標準課税が採用されている。</p> <p>一方、保険業は、もともと収入金額による100%外形基準による課税となっており（生命保険業については昭和29年から、損害保険業については昭和30年から導入）、事業活動の規模に応じた納税を行うことにより、これまでも地方の安定的な税収確保に貢献してきた。</p> <p>こうした中で、保険会社に対し、一般事業会社と同じ課税方式を導入することは、むしろ、事業活動の規模を正当に反映しない納税方式となる懸念が大きい。</p> <p>従って、保険会社に係る法人事業税については、現行の課税方式を維持すべきである。</p>				
減収見込額	(初年度)	－ (－)	(平年度)	－ (－)	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税 なし		・融資、補助金その他 なし	
	22年度の望	・国税 なし		・融資、補助金その他 なし	
過去の要望経緯	平成16年度税制改正より同様の要望を行っている。				
本要望に対応する縮減案	なし				